

豊胸手術に関する説明義務

メディカルオンライン医療裁判研究会

【概要】

患者(女性, 事故当時31歳)は, 豊胸のため乳房内に挿入していたインプラントの抜去と脂肪注入による豊胸術を受けようと思ひ, クリニックを受診した。しかし, 受診した際に観た脂肪注入術に関するDVDの内容が, 希望するような十分な豊胸効果が期待できない等, 受診前に電話で問い合わせた際の説明内容と異なることから, 患者は医師から直接説明を聞きたいと看護師に伝えたが, 「手術の申込書にサインをしないと医師には会えない」, 「今キャンセルすれば100%のキャンセル料がかかる」と言われ, 結局, 患者は手術申込書にサインをした。尚, 医師の説明も, DVDと同内容であった。

その後, 患者はインプラント抜去手術および大腿部の脂肪を吸引し, 吸引した脂肪を乳房に注入する手術を受けたが, 手術の結果, 乳房は術前よりも小さくなり, また, 注入した脂肪が両乳房の皮下, 乳腺内, 乳腺下に嚢胞化するに至った。

本件は, 患者が, 手術の説明が不十分であったとして, 損害賠償請求した事案である。

キーワード:美容整形, 豊胸手術, 脂肪注入, インプラント, 説明義務

判決日:東京地方裁判所平成25年2月7日判決

結論:一部認容(295万8565円)

【事実経過】

年月日	経過
平成15年頃	患者Aは, 他院において, 豊胸目的でインプラント挿入術を受ける。
平成20年末	定期検診において, 甲状腺癌を疑われる。 平成21年5月に精密検査を受けることとなったが, この検査によって, インプラント手術を受けていることが家族に明らかになってしまうことを危惧する。
平成21年 3月	Aは, 雑誌にて, 脂肪注入による豊胸術であればレントゲンに写らないこと, インプラント抜去と同時に行うことができ, 日帰りで手術可能であることを知り, Hクリニックに電話する(なお, Aは札幌在住であり, Hクリニックは東京に所在する)。 AがHクリニックに電話したところ, Hクリニックの従業員が対応し, 以下の説明を行った。 ・レントゲンに写ることはないのか, との質問に対し, 「レントゲンに写ることはない」 ・自分は太っている方ではないが, 十分な量の脂肪は採れるのか, との質問に対し, 「スポーツをしたことがなく, 肉がつまめるなら大丈夫。O先生は, 他院と比べて脂肪を採る量が違う」, 「血小板を注入することにより, 脂肪の生着率が飛躍的に高まる」 ・「Gカップは無理かもしれないが, Eカップにはなる。形はほぼ変わらず, バッグを入れ替えたと同じような状態になる」

	・「バッグの抜去が無料となるキャンペーンが今月中で終了するので、早く予約した方がいい」
3月16日	<p>Aは、札幌より東京に飛行機で向かい、Hクリニックを受診した。</p> <p>Hクリニックにおいて、脂肪注入術に関するDVDを見るように言われた。そのDVDによれば、脂肪の生着率は50%程度であるが、Hクリニックではほとんど正着した患者も結構いること、生着率には個人差があるとされていた。</p> <p>また、看護師の説明では、注入した脂肪は100%正着するものではないことから、事前の見積もり内容の手術のみではAが望むような結果は得られないこと、インプラント抜去前の大きさに近づけるためには大腿部のみならず、他の箇所からも脂肪吸引する必要があること等の説明があった。</p> <p>Aは、電話での説明内容とDVDの内容が異なることから、O医師と直接会って説明を聞きたい、場合によってはキャンセルしたいと看護師に伝えたが、看護師から手術の申込書にサインしないとO医師には会えない、今キャンセルすれば、キャンセル料が100%かかると回答されたことから、Aは手術申込書にサインした。</p> <p>AがO医師と面談し、O医師は、DVDの内容と同内容の説明および術後管理の注意点等の説明を行った。Aが、胸のサイズがインプラント抜去前と同じ程度になるのか等の質問をしたところ、インプラント抜去前の大きさにすることは難しいとの回答であった。</p> <p>Aは十分に納得できなかったが、同日中に札幌に帰る必要性があったこと、キャンセル料が100%かかることから、手術を受けることとした。</p>
3月16日 午後5時頃	インプラント抜去および脂肪吸引、脂肪注入術施行。
3月30日	術後3日ほど38度前後の発熱があり、痛みもあったことからI病院受診。触診上、明らかな腫瘍は認めなかったため経過観察となる。
平成22年 1月18日	<p>I病院受診。</p> <p>MRIおよびCT検査の結果、Aの両側乳房の皮下、乳腺内、乳腺下に明らかに正常脂肪組織とは異なる腫瘍が多数認められ、壊死した脂肪が嚢胞化したものと考えられた。</p> <p>なお、Aの申告によれば、術前はGカップあったものが、手術後はCカップになったとされている。</p>

【争点】

1. 豊胸効果が不十分であること自体の債務不履行責任
2. 説明義務違反

が本件診療契約上の債務不履行であると主張し、この点が争われた。

裁判所は、AがHクリニックに電話をかけた際の従業員との会話において、「Gカップは無理かもしれないが、Eカップにはなる。形はほぼ変わらず、バッグを入れ替えたと同じような状態になる」等、本件手術によって、インプラント抜去前とほぼ同様の豊胸効果が得られることが確実であるかのような説明を行っている、と認定した。

【裁判所の判断】

1. 豊胸効果が不十分であること自体の債務不履行責任

Aは、本件手術において、Eカップ以上になることを保証しているところ、これが達成されていないこと

しかし、続けて、Aは、O医師から、本件手術当日、

脂肪注入術によって得られる豊胸効果について吸引できる脂肪の量、注入した脂肪の生着率等によって個人差があることなどの説明を受け、これを前提に本件診療契約は締結されていることからすると、従業員の電話による説明が、ただちに診療契約においてO医師の債務内容になっていると解することはできず、本件手術によって、Eカップ以上の豊胸効果を実現することが、本件診療契約に基づく給付義務の内容となったものと認めることはできない、として、豊胸効果が不十分であること自体の債務不履行責任を否定した。

2. 説明義務違反について

裁判所は、説明義務について、

「医師は、手術を実施するに当たっては、患者が、当該手術を受けるか否かの意思決定を十分な情報に基づきできるように、実施予定の手術の内容、期待される効果、手術に付随する危険性、他に選択可能な治療方法などについて説明すべき義務があると解され、本件で、AがO医師の説明義務として指摘する点は、いずれもこれら説明義務の内容を構成するものである。この中でも、美容目的での豊胸効果を受けようとする患者にとって、実施予定の手術によって期待される効果およびその確実性の程度は、当該手術を受けるか否かの意思決定をする際に、重要な情報というべきである」と判示した。

その上で、本件につき、

「確かに、……本件手術当日には、Aは本件手術の効果には個人差があること、インプラント挿入歴があるときはAが希望するような十分な豊胸効果が期待出来ないことをO医師およびHクリニックの看護師から説明され、さらに、手術同意書や説明書、手術説明用DVDにおいても、本件手術による脂肪の吸引量および生着率には個人差がある等の記載ないし説明も見られる。

しかし、Hクリニックでは、手術を事前の予約制とし、手術予定日の1ないし2週間前よりキャンセル料が発

生し、手術予定日当日のキャンセルの場合は、キャンセル料が100%生じるというシステムを採用している。このようなキャンセル料が規定されている場合、手術当日に、実施予定の手術の内容、効果、付随する危険性等について必要な説明を行ったとしても、その規定を知らされた患者は、当該手術を受けないという選択をしても、当該手術を受けた場合と同額かつ相当高額なキャンセル料を支払わなければならないと考えるのが通常であり、手術当日に説明を受けた時点では、患者はもはや当該手術を受けるか否かという意思決定を適切に行えないか、これが著しく制約されることになる。……Hクリニックのキャンセル料基底の有効性は差し置くとしても、少なくとも、このようなシステムを採用しているHクリニックで手術を受けようとする患者が、手術を受けるか否かという意思決定を適切に行うためには、キャンセル料が発生するよりも相当期間前に、必要とされる術前説明が尽くされていないとすべきであって、手術実施当日になって、実施予定の手術について適切な説明が行われたとしても、説明義務の履行としては、不十分なものと言わざるを得ない」

と判示し、本件手術当日の説明内容が、仮に適切なものであるとしても、O医師の説明義務違反に基づく不法行為責任は免れない、として説明義務違反を認めた。

【コメント】

1. 美容整形において望んだ成果が認められなかったことについて

美容整形等、主として審美的な目的をもって行われる治療に関する契約の性質については、以前から議論のあるところである。すなわち、一般的な治療については、人の身体を扱う以上、どのような結果を招くか治療前に確約することができないことから、医療機関は、その診療契約において、患者を治癒させる義務までは負わず、治癒に向けて必要な努力を行う

義務を負うに留まる。しかし、美容整形は、患者の希望に沿って行われるものであり、患者の希望さえなければ治療を行う必要性のないものであるから、患者の希望する結果を保証する義務まで負っているのではないか、という議論である。

この点について、本件判例は、契約の性質上、患者の希望する結果を保証する義務まで負うか否かを判断するまでもなく、事実認定において、医師がインプラント抜去前の大きさにすることは難しいと説明していること等を認定し、Eカップ以上の豊胸効果を実現することまでは契約の内容に含まれないと認定している。これは、美容整形においても、特別な合意がない限り、患者の希望する結果までは保証するものではないことを前提とした認定と考えることができ、妥当な判断であるといえる。

2. 美容整形における説明義務

美容整形は、治療を受けなくとも生命身体に影響はなく、その点においては、いわば緊急性・必要性のない治療といえる。このように緊急性・必要性がなく、あくまで患者の希望に沿って治療が行われる美容整形では、求められる説明義務は、通常の治療行為と比べ、高度なものになると考えられている。すなわち、美容整形は緊急性・必要性のない治療である以上、治療を受けないという選択肢は常に存在し、その選択の可能性は一般的な治療に比べ高いものといえる。この治療を受けないという選択肢を確保するためにも、治療を受けるか否かを患者が十分に検討した上で判断できるようにしなければならず、その判断のために求められる説明は自ずと高度なものになる。実際過去の判例においても、美容整形治療の特殊性から、高度な説明義務を認定しているものが複数存在している(福岡地裁平成5年10月27日判決、東京地裁平成7年7月28日判決等)。

この高度な説明義務が、説明内容についてはもちろんのこと、その説明時期についても問題になることを示したのが本判例である。判例の示すとおり、高

額なキャンセル料を要する段階になって初めて適切な説明が行われても、患者が自由な意思で治療を受けるか否かを判断できるわけもなく、治療を受けないという選択肢を患者から奪う、もしくは著しく阻害していることは明白であり、裁判所の判断は妥当なものといえる。

なお、本判例の示した判断は、美容整形のみに妥当するというわけではない。一般的な医療行為においても、例えば未破裂脳動脈瘤に対する治療等、予防的な治療を行う場合には、患者の「積極的な治療は望まない」という選択肢を保護しなければならない。また、歯科医療の一部においても、治療目的だけでなく審美目的という側面があることから、美容整形と同様の留意が必要となろう。

通常の治療における説明についてはもちろんであるが、必要性・緊急性に乏しい治療に当たっては、患者の自由な意思決定を阻害しないよう、その説明には十分な配慮をいただきたい。

【参考文献】

・判例タイムズ1392号210頁

【メディカルオンラインの関連文献】

- (1) [LIPOMAX-SCを用い遠心分離した自家脂肪を用いる豊胸術\(痩せ型の体型にも十分施術可能な脂肪注入による豊胸\)***](#)
- (2) [ヒアルロン酸注入豊胸術におけるヒアルロン酸注入量とバストサイズの検討—第2報—**](#)
- (3) [加重遠心分離した自家脂肪を用いた豊胸術\(コンデンスリッチ豊胸\)642例の短期成績:特に注入術後のバストサイズの変化に関して***](#)
- (4) [脂肪注入豊胸術後の問題点とインフォームド・コンセントの重要性***](#)

- (5) [脂肪注入による豊胸に対する超音波検査の有用性\(特に術前スクリーニングと術前/術中処置に関して\)](#)***
- (6) [脂肪注入による乳房増大術に関する私見-多数の後遺症患者を診察して](#)**
- (7) [乳房への脂肪注入移植術～安定した治療成績を得るための改良点～](#)**
- (8) [脂肪由来幹細胞を付加した脂肪注入移植術—乳房インプラント抜去と同時脂肪移植による豊胸術—](#)**
- (9) [美容外科診療における医療安全と医事法制\(1\)](#)**
- (10) [巻頭言 脂肪吸引手術の事故再発防止に向けたプロトコルの提言\(マサキプロトコル\)](#)**

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。